

令和6年11月1日道路交通法の改正

自転車の平均速度は時速18km
1秒画面を見る行為は
5m目をつぶって自転車に
乗っていることになる

罰則強化

運転中のながらスマホ

スマートフォンを手に保持して自転車に乗りながら

- ・通話する行為
- ・画面を注視する行為

違反をすると、...

6月以下の懲役又は
10万円以下の罰金

交通の危険を
生じさせた場合

1年以下の懲役又は
30万円以下の罰金



実際に
ありました

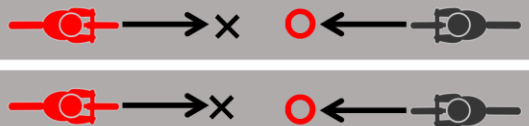
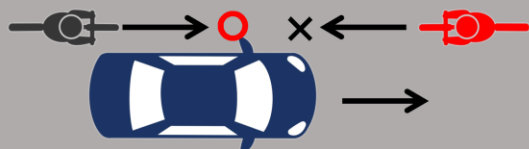
大学生がスマートフォン
を操作しながら自転車を
運転し歩行者と接触。
その後歩行者が死亡。

⇒ 大学生に**有罪判決**
(死傷させた場合、違反より重い処罰
更に民事上の責任もあります。)

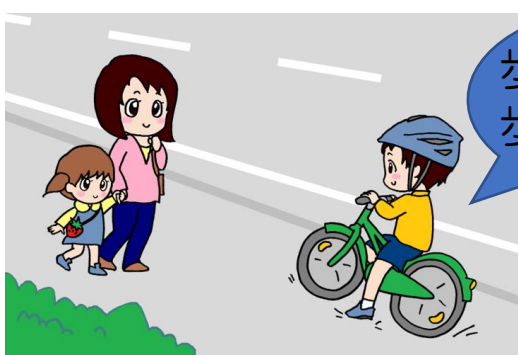
自転車の走行場所



歩道




路側帯



歩道は歩行者優先

車道が原則 左側通行

歩道は例外 歩行者優先

自転車は「軽車両」です。歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。車道の左側に寄って通行しましょう。道路標識で「自転車通行可」と示されている場合は歩道上を通行できます。歩道の状況に応じた安全な速度と方法で走行しましょう。

右側通行は
正面衝突
のおそれあり



交差点では必ず止まって左右の確認を

過去5年間の自転車が当事者の事故での法令違反状況

事故にあった約8割の自転車が何らかの違反をしています。

違反なし
22%

何らかの違反
78%



交通事故の
半数以上が
交差点で
発生しています。



その中でも
『指定場所一時不停止違反』
が多いです。
一時停止の規制のある交差点では
必ず止まって左右を確認しましょう。
また、標識がなくても見通しの悪い
交差点では徐行若しくは止まって
左右を確認しましょう。



自転車に乗るときは ヘルメットを着用しましょう

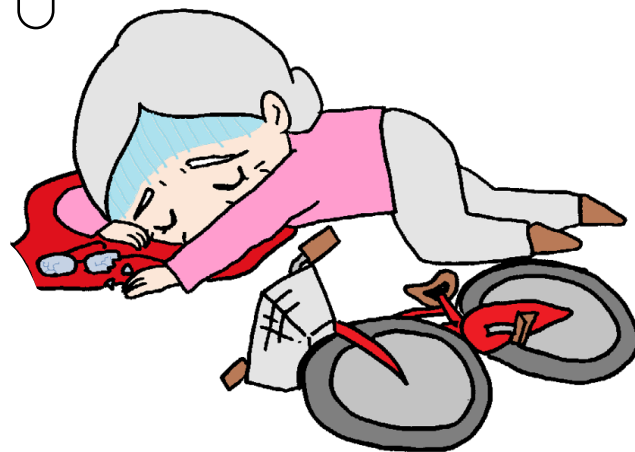
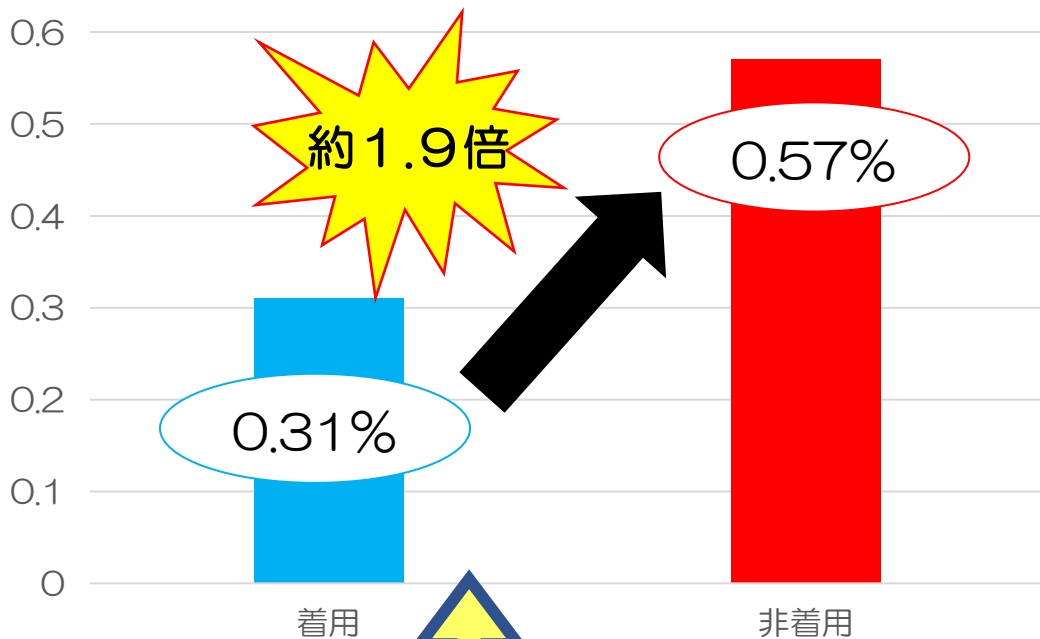


過去10年で自転車乗
中に亡くなられた方の
半数以上は、

頭部

に
大きな怪我を負って
います。

ヘルメット着用別致死率



ヘルメットを着用していなかった場合の
頭部の致命傷率は、着用していた場合より、
約1.9倍高く

ヘルメット着用により、助かる確率は大き
く上がります。



令和5年4月1日から
全ての自転車利用者に対して
乗車用ヘルメットの着用が
努力義務となりました。

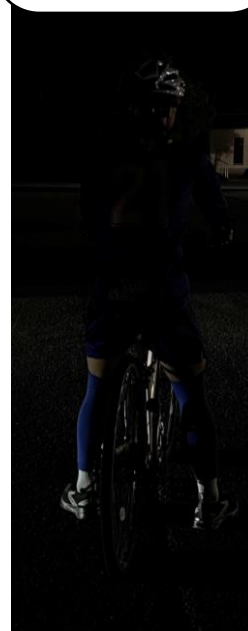
夜間の注意点

ライト点灯 反射材着用

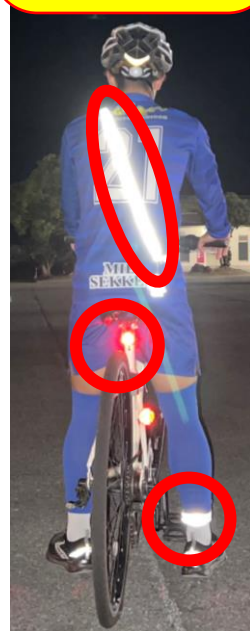
ライトをつけないと前方の安全確認ができません。また、相手からも見えにくくなるほか、交通違反にもなり大変危険です。夜はライトを点灯し、反射材や反射材等を活用しましょう。



反射材なし



反射材あり



あなた(自転車)から相手が見えていても、相手からはあなたは見えていないかも、、、

- ・ライトをつける
- ・明るい色の服を着る
- ・反射材を使う



危険な乗り方

イヤホンをして
周囲の音が聞こえない運転



傘差し運転
(ハンドルに傘を
固定するのもダメ)



2人乗り



これらの行為は
違反になるだけでなく、
自分も含め周囲に
危険を及ぼします。



乗ったらメット、降りたらロック



三重県自転車防犯登録協会・三重県警察
協力: 日本競輪選手会三重支部

自転車に乗るときは
ヘルメットを着用



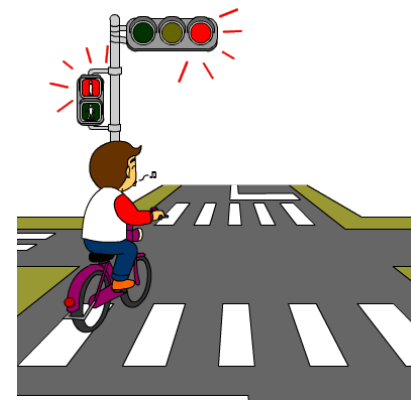
家でも
駅でも
学校でも
自転車は
ツーロック

自転車が盗難されたとき
カギをしていなかった場合が
6割
盗難された場所は
駅等の駐輪場
が1番多いです。

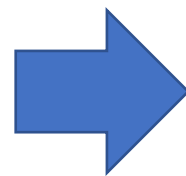
被害者は
半数以上が
学生!!!



自転車の反則通告制度の開始

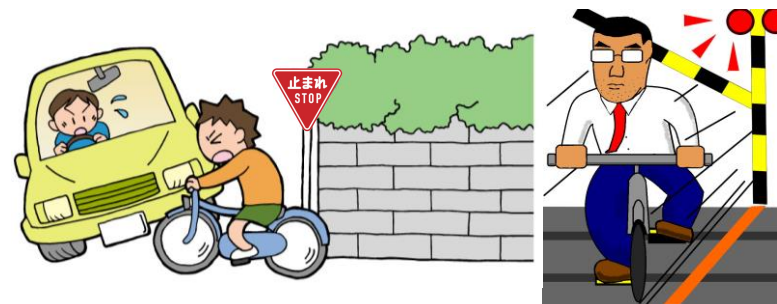


16歳以上 特定の違反行為



反則金を納付

自転車の交通違反に反則金を納付させる制度を導入する改正道路交通法が令和6年5月17日に可決・成立しました。2年以内に施行される予定です。



一時停止は必ず停止 信号を守る

など、交通ルールを守りましょう



いわゆる

青切符

が始まります！